

高齢者補聴器購入費支給事業を開始 ～ヒアリングフレイルや認知症の予防につなげます～

1 目 的

聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、コミュニケーションの確保による生活の質の改善や積極的な社会参加の促進により、ヒアリングフレイルや認知症の予防のため、補聴器の購入に要する費用の一部を支給します。

2 概 要

(1) 対象

次のすべての要件に該当する方

ア 市内に住所を有し、65歳以上の方

イ 片耳の聴力レベルが40デシベル以上であって、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でない方

エ 医師により補聴器の装用が有用と判断された方

オ 他の法令に基づく補聴器の購入助成を受けていない方

(2) 支給内容

補聴器の購入費用の2分の1

(上限) 市民税非課税世帯：30,000円

課税世帯：15,000円

3 事業開始

令和6年10月から受付開始

(購入前の事前受付)

4 予算額

【新規事業】4,000千円



5 県内の状況

実施済または令和6年度中に実施予定の自治体…13市3町

(同規模以上の自治体では、岡崎市、一宮市、豊田市が令和6年度から実施)